

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 6 条の規定により、特定事業として選定し、平成 20 年 2 月 29 日付で公表しました清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業について、特定事業の選定を取り消しましたので、公表します。

なお、今後の方針といたしましては、必要な見直し等を行ったうえで、再度、P F I 手法により事業を実施する予定です。

平成 20 年 7 月 29 日

静岡市長 小 嶋 善 吉